

厚生消防常任委員会要点記録

日 時	令和6年3月7日(木)	開 会	10時00分	会議時間
		閉 会	14時33分	3:05
場 所	委員会室			
出席者	宮委員長・澁谷副委員長・長谷委員・前田委員・矢野委員・野沢委員・小林委員 傍聴議員：柏野議員・三上議員・吉永議員・生本議員・新岡議員・太田議員・松島議員			
説明者	副市長、生活環境部長、保健福祉部長、外12名	傍聴者数	3人	
事務局	議会事務局長、議会事務局次長、議事担当主査	記者	2人	

会 議 の 経 過 事 項

	<p>委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程について説明する。</p> <p>● 1. 付託案件審査について</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 陳情第7号 恵庭市ケアラー支援条例の制定について</p> <p style="text-align: center;">【質疑】</p> <p>① 条例の第1条で、この条例の目的などが書かれていますが、この条例がなければ達成されないこと、この条例の必要性についての根拠が何であるのかを伺います。</p> <p>② 第2条では、ヤングケアラー、若者ケアラーとケアラーについて細かく定義されていますが、その細かく定義付けた理由を伺いたと思います。</p> <p>③ 第9条では、推進計画について書かれていますが、今後の基本方針と具体的施策についてはどのようにつくられていくのか、スケジュールと手法についてお伺いいたします。</p>
小 林 委 員	<p>① 条例化することで、広く市民にもケアラーを知っていただくことにより、社会全体でケアラーを支えていけるよう、気運を高めることを目的の一つとしています。</p> <p>② ヤングケアラーについては18歳未満、若者ケアラーについては18歳以上40歳未満ということで定義づけています。これについては、年齢などで支援が途切れたりしないことを目的にしています。</p> <p>③ 現在、本常任委員会でも何度か報告していますが、推進計画についてもまだ策定中です。パブリックコメント等も終了しており、同じく6年4月に計画についても策定を予定しています。</p>
笹 川 福 祉 課 長	<p>① 条例化することで、広く市民にもケアラーを知っていただくことにより、社会全体でケアラーを支えていけるよう、気運を高めることを目的の一つとしています。</p> <p>② ヤングケアラーについては18歳未満、若者ケアラーについては18歳以上40歳未満ということで定義づけています。これについては、年齢などで支援が途切れたりしないことを目的にしています。</p> <p>③ 現在、本常任委員会でも何度か報告していますが、推進計画についてもまだ策定中です。パブリックコメント等も終了しており、同じく6年4月に計画についても策定を予定しています。</p>
小 林 委 員	<p>④ ①この条例がなかった中で、これまでもケアラー支援は実際にされてきたもの</p>

<p>笹川福祉課長</p>	<p>と思います。この条例の制定によって、ケアラー支援においてどのような変化があるのかを改めて伺います。</p> <p>⑤ ②ケアラー、ヤングケアラー、若者ケアラーそれぞれ支援についての基本理念は第3条に書かれていますが、具体的に支援内容には違いがあるのかどうか、伺います。</p> <p>⑥ ③具体的な施策については、当事者の声を反映させることが重要だとも考えますが、そこに対する取組について伺います。</p> <p>④ 条例化することで広く皆さんに知っていただくということと、それによって社会全体でケアラーを支えていけるような体制の構築ができるかと考えています。</p> <p>⑤ 具体的な支援の中身というよりは、それぞれ個別に支援の内容は違ってくると考えています。どういった困りのごことがあるのかという話は十分伺わなければいけないと考えていますし、それぞれ支援の中身については、全く違うものとなると思いますので、柔軟にそれぞれ対応していければと考えています。</p> <p>⑥ 周知啓発がまず第一と今のところ考えており、その中からこういった支援が必要だという声が届くと考えています。支援の中身については様々かと思っておりますので、お話を十分聞いた上で柔軟に対応していければと考えています。</p>
<p>前田委員</p>	<p>① 地域社会全員で支え合うという、非常に良い先進的な条例だと高く評価しています。そこで、この条例を制定するに至った理由、経緯について、伺います。</p>
<p>笹川福祉課長</p>	<p>① 高齢化の進展に伴い、介護ニーズが高くなることから、ヤングケアラーを含むケアラーも増加すると予想されています。</p> <p>本市においても、昨年2月にケアラー及びヤングケアラーについての実態調査を実施し、現在あるサービスだけでは解消できない問題もあり、対応が求められるところです。このためヤングケアラーを含む全てのケアラーとその周りの全ての方が、自分らしく生き生きと安心して生活できる社会の実現を目指し、社会全体でケアラー及びヤングケアラーを支えるため、恵庭市ケアラー支援条例を策定し、支援を推進しようとしたものです。</p>
<p>前田委員</p>	<p>② 経緯についてはわかりました。</p> <p>ヤングケアラーの実態調査で、中学生が1.3%、高校生が2.9%と潜在的ケアラーは非常に多いと認識しています。</p> <p>第8条で学校等の役割がありますが、やはり学校と連携し、普段から学生・生徒の状況を把握することが大事だと思います。市と学校との連携要領がどのような体制になっているのか、伺います。</p>
<p>笹川福祉課長</p>	<p>② 私どもも特にヤングケアラーに関しては、学校との連携が、重要だと十分認識しています。先生はもとより各小・中学校に配置されているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどとも連携を強化していきたいと考えています。</p>
<p>前田委員</p>	<p>③ やはり学校との連携、地域社会全体で連携し合うことが本当に大事ですけれ</p>

<p>笹川福祉課長</p>	<p>ど、特に私は学校との連携が大事だと思っています。潜在的なケアラーの存在もあったり、しっかり広く周知、広報することが大事だと思いますが、今後の周知、広報の要領について最後にお伺いします。</p> <p>③ 令和6年度については、市内に16校あります小中高を対象に、ヤングケアラーについての啓発講座を実施したいと考えています。なかなか市単独では広報、啓発も限界があると考えており、北海道ヤングケアラー相談サポートセンターというところから講師の派遣を依頼し、共同でやっていきたいと考えています。</p> <p>加えて、令和6年度の民生委員、児童委員の総会の中で、こちらから講師派遣を受け、ケアラーサポーター養成講座を実施する予定としています。</p>
<p>野沢委員</p>	<p>① この条例の内容については、私もよく理解しているところです。</p> <p>ケアラー支援、ヤングケアラー支援のための根拠となる大変重要な条例であると認識しています。そこで、この条例の周知が非常に重要になってくると思います。今後の推進計画にも絡んでくると思いますし、第10条の普及啓発の促進にも絡んでくると思いますが、周知は今後具体的にどうなるのか。それによって、恵庭市のケアラー、ヤングケアラーの方が安心して過ごせる条例があると認識することが大事だと思いますので、周知等どのようにするのか、お伺いします。</p>
<p>笹川福祉課長</p>	<p>① 市の広報やSNS、ラジオ、生活情報紙等、学校等の啓発講座もそうですし、町内会や介護事業所など様々な関係機関がありますので、そちらについても条例制定推進計画、支援の推進計画の策定後についても周知していければと考えています。</p>
<p>宮委員長</p>	<p>本件の取り扱いに関し、継続審査か採決か、採決の場合、可決か否決も含め順次発言願います。</p>
<p>澁谷委員</p>	<p>採決して可決をお願いします。</p>
<p>長谷委員</p>	<p>私も採決し、可決をお願いいたします。</p>
<p>野沢委員</p>	<p>採決し、可決をお願いいたします。</p>
<p>前田委員</p>	<p>採決し、可決をお願いします。</p>
<p>矢野委員</p>	<p>採決し、可決をお願いいたします。</p>
<p>小林委員</p>	<p>採決して可決をお願いします。</p>
<p>宮委員長</p>	<p>全員が本案を採決し、原案可決すべきとの意見でございます。</p> <p>お諮りいたします。本案については、討論を省略して、原案を可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>宮委員長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、本案は可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>【結果】</p>

	<p>可決すべきもの</p> <p>(2) 請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を求める請願書</p> <p>請願第1号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を求める請願書について、これより質疑に入りますが、3月6日に請願者より追加の署名提出があり、署名の重複等の確認作業を行った結果32件の追加署名を確認したところであり、従いまして、署名者総数は1,004件となっております。</p> <p>【質疑】</p>
宮 委 員 長	
前 田 委 員	<p>① 請願書には、国の制度を待たずにという文言があります。市独自の公的助成制度の創設を求められていますが、国の支援制度がなかなか進まない理由について、わかっておりましたらお伺いしたいと思います。</p>
小路介護福祉課長	<p>① 国は、令和2年に聴覚障害者の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究結果を公表しています。その中で難聴になった結果として、認知症になるかといった因果関係については明らかにならず、研究を継続するとしており、研究が継続されている状況であること、また、厚生労働省の難聴への対応に関する省内連絡会議の令和5年3月の資料においては、高齢期においては健診がないこと、障害に至らない場合の治療への支援がないこと、予防普及啓発が行われていないことへの整理を挙げているところです。</p>
前 田 委 員	<p>② 補聴器の支援の必要性については一定の理解をしております。</p> <p>公的助成という観点で、市民に対する公平性が重要になると私自身は思っています。公平性について、どのようなお考えがあるのか、分かればお伺いします。</p>
小路介護福祉課長	<p>② 公的助成制度として行う場合についてですが、公平性の観点を踏まえた検討を行う必要があるものと認識しています。市独自の助成制度の検討に当たっては、助成額や助成対象者の範囲、それから助成後の効果検証の方法などの検討が必要というふうに考えております。</p>
長 谷 委 員	<p>① 難聴に対する補聴器ですが、今回1,004筆の署名があったということで、かなりの高齢者は不便に感じていると理解できました。</p> <p>恵庭市はまだですが、例えば隣の北広島市は助成が4月からスタートすると仄聞しています。全国、全道など他の自治体で助成制度を実施している自治体について、把握していればお伺いします。</p>
小路介護福祉課長	<p>① 加齢性難聴の公的加齢性難聴の補聴器助成に対する公的な助成の実施について、道内で実施している自治体は、日本補聴器販売店協会のホームページに掲載があり、令和5年12月1日時点で22市町村となっております。</p>

長谷委員	北広島市においては、4月からモデル事業として実施と聞いています。
小路介護福祉課長	② 道内で22市町村、いろいろ条件は細かく自治体で違ってくるとは思いますが、せつかくこういう制度をつかったのに、やめた自治体もあると聞いています。そういったことは市で把握しているでしょうか。
野沢委員	② 今現在は把握していません。
野沢委員	① 他市町村の状況、この加齢性難聴者の補聴器助成に関する条件、基準はどこの市町村も同じような形になっているのでしょうか。基準などが対象条件とは違うのでしょうか。
小路介護福祉課長	① 対象となる聴力の基準を定めているところと、医者が必要と認める者と定めているところがあり、様々となります。 助成内容についても、補聴器の購入に対する公的補助の上限額も市町村によってそれぞれとなっています。
宮委員長	本案の取り扱いに関し、継続審査か採決か、採決の場合、採択か不採択かも含め、順次発言願います。
澁谷委員	採決して採択をお願いします。
長谷委員	市でやるにしても、助成の基準、対象者や額などこれからもう少し研究していただいて、実態を把握していただく必要があると思います。この件については、継続でお願いいたします。
野沢委員	請願の趣旨はよく理解できます。ただその上で、今後における市の考え、動きも考慮しながら、しっかりと調査を審査することが大事だと思います。 また、他市町村の状況なども改めてしっかりと調査し、本市においてどのような形がいいのか、研究調査する必要があると思います。 また紹介議員や請願者からも、改めてお話を伺う機会が必要な場合もあるかもしれませんので、それ含めて今回は継続審査としたいと思います。
前田委員	継続審査でお願いします。理由は2点あり、1点目は道内市町村の動向をしっかりと把握していただき、補聴器の公平性について、さらに協議する必要があるのではないかと。もう1点は、請願ですのでやはり重たい案件です。紹介議員が3名いるため、議員の認識、考えも確認する必要があるのではないかと思いますので、継続審査でお願いします。
矢野委員	継続でお願いしたいと思います。理由に関しては、今、先に継続で述べられた3人の方々と同じですので、割愛させていただきます。よろしくをお願いします。
小林委員	採決して採択をお願いします。 理由に関しましては、1,000筆以上もの署名が集まり、それだけの方が補聴器購入の助成制度を求めていると感じますし、北広島市でも4月から開始されるということで、以前一般質問で取り上げた際には、基準になるサンプルがないことも実現できない理由に含まれていたと思いますが、今回、北広島市が助成を

野 沢 委 員	<p>【質疑】</p> <p>① 資料②火災発生の時期はいつ頃が集中しているのかということと、今回は令和4年度と比べるとぼやが大きく増えているということで、その傾向性、どのような認識を持っているのか、お伺いします。</p>
渋 田 予 防 課 長	<p>① 昨年と比較して増えており、火災の発生時期、全体23件のうち発生月で見ると、5月が7件と突出しており、この時期の火災が多くなっています。原因別で見ると、昨年放火または放火の疑いが1件に対して、今年については6件発生しています。ぼやについては、人がいる前で火災が発生し、目の前で消火に成功したもののや、コンロや家電製品などから出火して自然に消火したもの、建物の中で何か物が燃えて周りに可燃物がなく、火災が局所的にとどまったものが多かったことが要因と考えられます。</p>
矢 野 委 員	<p>① 資料④表では、2回目、3回目の平均値は非常に低くなっていて、このシステムに大変意義があるものだと思います。</p> <p>今回こちらの実証実験では、千歳・北広島と連携してという形がありましたが、今後他社システムの実証実験をするということでしたが、他社システムと2件あるうち、近郊と恵庭・北広の関連でする場合、どちらが有利という条件はあるのか。</p> <p>② 資料③昨今、消防団員が不足し大変苦勞していると思います。こちらの出動人員に関して、消防団の出動はどのような状況になっているのか、お伺いします。</p>
秋 葉 警 防 課 長	<p>① 広域的に整備するときのシステムの条件ですが、まず来年度実施する実証実験については、札幌圏域で実施することを考慮してと資料にも記載していますが、来年度実施するシステムは札幌市が既に導入し、本年2月から運用開始したシステムです。そのシステムと今年度実施したシステムには汎用性がなく、1医療機関に搬送するとき、その二つのシステムで搬送依頼をかけると、医療機関としては二つのシステムから別々の依頼が来てしまうため、全体の医療機関との連動を考えると、同じシステムを使ったほうが、医療機関としては、受け入れについて可否を判断しやすいということがあります。</p> <p>ここは条件は特にはないですが、広域全体で同じシステムを使ったほうが有効に運用できるというところがありますので、来年度、札幌市が導入したシステムで実証実験を行い、さらにその比較検討を行った上で、救急隊が搬送する恵庭市内の医療機関への搬送の割合は、今年度75%ぐらいになっていますので、恵庭市内の医療機関との連携をまずは主眼に置いた上で、当然市外搬送もありますので、市外の医療機関、市外の自治体が導入するシステムとの連動を同時に検討しながら進めていきたいと考えています。</p>
大西消防救助2課長 矢 野 委 員	<p>② 消防団の出動は、火災出動が2件で29名出動しています。</p> <p>③ ①今後、他社システムを検証するということですが、他社システム実証実験の時期、期間がわかっているならば、ぜひその現場を視察してみたいと思いますけれど</p>

秋葉警防課長	<p>も、もしわかればお知らせください。</p> <p>④ ②現在の消防団の出動する条件、ぼや程度でしたら出動しないとか、これぐらいの火災になると要請がかかるとかあると思いますが、今の現状を確認させていただきます。</p> <p>③ TXPメディカルという事業者と調整を進めている段階でして、まだ決定はしていませんが、今のところわかっているスケジュールとしては、4月から6月の間で、この機器の使用に関するシステム調整を行い、恵庭仕様としてつくり上げてもらう中身になっており、そこで4月、5月まではかかります。6月から消防内部、さらに関連連携する医療機関等の説明会や、機器の取り扱いについて図上とシミュレーションの訓練を行い、実事案に伴う実証実験の開始については7、8、9月の3か月間を予定しています。その後、検証結果をまとめて令和7年度の導入に向けて動いていく考えでいます。</p> <p>ですので機器を見ていただく段階であれば、6月の消防内部のシミュレーションですとか、そういったところを見ていただければよろしいかと思います。実事案については救急車内で使うものですので、そこは見ていただくことはできないと思います。</p>
大西消防救助2課長	<p>④ 消防団の出動ですが、建物火災、建物以外の火災に分類されています。建物火災において第2分団地域が発生した場合に、第1出動については、先着消防隊救急隊の出動、または現場到着後2分団が必要と判断した場合に召集を行います。3分団、4分団、5分団については、火災が発生した場合に3分団管轄であれば、中央・上山・南島松の一部、春日地区であれば3、2、4分団が第1出動。4分団であれば漁太・林田地区、4分団、3分団、5分団が第1出動。5分団北島・穂栄地区であれば5分団、2分団、4分団が第1出動となっております。</p>
矢野委員	<p>支援システムについてはわかりました。その期間がもし始まりましたら、興味がありますのでぜひ視察したいと思います。</p> <p>⑤ ④団員ですけれども、第1分団は今、説明にありましたでしょうか。そこだけが漏れていたようなので確認します。</p>
大西消防救助2課長	<p>⑤ 第1分団にあつては、1分団管轄で第2出動がかかれば基本的には出動します。2分団管轄ここでは第3出動。3、4、5分団の管轄であれば、第3出動で第1分団が出動します。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p> <p>【質疑】</p>
矢野委員	<p>先日の予算委員会で消火栓の除雪作業の説明がありましたが、そのとき消防の職員、非番の方が消防の消火栓の作業にあたっているとお聞きしたいと思います。非番の扱いについて確認したいのですが、あくまで休みの日にその職員の方が</p>

<p>大西消防救助2課長</p>	<p>ボランティアとして消火栓の除雪作業にあたっているのか、もしくは出勤してる扱いの中での、休みではない扱いの時間帯にその作業を行っているのか、どちらか伺います。</p> <p>非番は当直明けの日になりまして、そのときに時間外をかけて、除雪作業にあたっています。</p> <p>2) その他所管事務調査について終了</p> <p>日程3. 消防本部・署関連終了</p> <p>10時54分 休憩</p> <p>11時05分 再開</p>
<p>渡邊生活環境課主幹 山口市民課長 東脱炭素推進課長 中山廃棄物管理課長 桑原生活環境課長</p>	<p>●4. 生活環境部関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明① 町内会の支援策について</p> <p>資料説明② 「書かない窓口」の開始について</p> <p>資料説明③ ゼロカーボン・ロードマップの年次改定について</p> <p>資料説明④ 恵庭商工会議所との脱炭素社会の実現に関する連携協定について</p> <p>資料説明⑤ 廃棄物処理に係る令和6年度変更事項について</p> <p>資料説明⑥ リサイクルセンター整備基本計画策定委託について</p> <p>資料説明⑭ 恵庭市地域公共交通計画(案)について</p>
<p>小林委員</p>	<p>【質疑】</p> <p>① 資料①町内会活性化事業の補助金がどういう形での補助になるのか、どういうことを課題として想定しているのか、具体的にお聞きします。</p> <p>② 資料⑭2ページ目、評価指数と目標についてですが、利用者数と満足度について、目標値が40万人と33.2%以上と定められておりますが、この数字にした根拠を伺いたいと思います。</p>
<p>渡邊生活環境課主幹 桑原生活環境課長</p>	<p>① 町内会の様々な課題、補助金の目的だと思いますが、ここにも記載ある通り、一般的に共通の課題として認識されているのは、加入率の低下、役員の担い手不足が言われていますが、それ以外にも町内会の規模等に応じ、予算の問題ですとか、新たな取組をするにあたって、予算規模が少なく取り組めないといった状況もあります。それは地域によって様々で全部把握しているわけではありませんが、そういう取組を町内会が自ら行うための補助金となっています。</p> <p>② バスの利用者数については40万人としていますが、根拠についてはこの計画案を作成している段階の令和5年度の利用者数の見込みが約35万人で推計していました。実際には今、改めて推計すると36万人ほどになりそうですが、計</p>

	<p>画案策定時35万人ということで、これに今後のルートやダイヤの検討や利用促進の取組を考慮し、約15%増となる40万人という設定で目標値を定めています。</p> <p>次に満足度ですが、令和4年度に実施した市民アンケートにおいて、総合満足度の項目で満足、やや満足、その合計が33.2%となっていることから、それ以上を目指すということで33.2%以上と設定しています。</p>
小林 委員	<p>③ ①町内会の活性化事業については、おおむね理解できます。担い手不足も課題に含まれているということですので、例えばお祭りや小規模な花火大会などで、まだ町内会に加入していない若い世代の町内会の加入も視野に入れたイベントなどにも活用できるのか、お伺いします。</p> <p>④ 満足度33.2%のさらにその上を目指していく意味での目標設定という答弁ですが、できれば低めに見える数字ではなく、せめて40%、50%にさせていただければと思います。</p>
渡邊生活環境課主幹	<p>③ 町内会で花火大会等イベントを開催する場合においても、本来の補助金の目的である課題解決に向けた取組がどういったものに反映されているのかということも当然審査の対象になりますので、そういったことを町内会連合会の中に設ける審査会の中で審査し、有効性や花火大会をやるだけであれば対象にならないかもしれませんが、花火大会をやることにより、その中でどういう取組をするのか、そういったことが主な審査項目になるかと思っておりますので、そういったことを踏まえて、対象になるかならないか決定されると思っております。</p> <p>ですからイベントが駄目ということではなく、あくまでもその中における課題解決に向けた取組をどう行うかということが焦点になると思っております。</p>
桑原生活環境課長	<p>④ ぎりぎりを目指すわけではなく、ルートやダイヤの見直し、利用促進の取組、先進技術の導入検討などを実施し、より高い満足度をアンケートでいただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p>
長 谷 委員	<p>① 資料①地域担当制については、平成28年から原田市長の肝いりの施策で始まったと理解していますが、当初3人体制で担ってきた事業だと思います。</p> <p>今までの3人体制で担ってきた、これまでの具体的な実践例などを教えていただきたいと思っております。</p>
渡邊生活環境課主幹	<p>① 具体的な実践例は、町内会との連絡調整、市の情報などを町内会連合会などに伝えたり情報交換をしているといったことや、島松・恵み野においては、地域の行事に参加していたり、生活環境改善要望の取りまとめなどを行っていただいております。</p>
長 谷 委員	<p>② 以前からも、例えば町内会の担当職員が、単会の町内会からうちに来てもらえないかということも受けていたと認識していましたが、単会の町内会からの要請は今までありませんでしたか。</p>
渡邊生活環境課主幹	<p>② 単会の町内会から要請があった場合ということですが、島松とか恵み野では</p>

長 谷 委 員	<p>一部あるのかもしれませんが、恵庭地区においてはそういう直接、単会の会合に出席したという事例はございません。地区連の会議などには出席した経緯はあります。</p> <p>このたび連合町内会七つにそれぞれ担当職員が7名いるということで、連合町内会と密に連絡取り合っ、補助金が出るようですので、活性化に努めていただきたいと思います。</p>
前 田 委 員	<p>① 資料①単位町内会が事業を申請して、10万円を受領するまでの具体的な流れを伺います。</p> <p>② 資料①地域担当職員制度、3名から7名に変わり町内会としては非常に喜ばれる施策だと思います。この7名については常駐するのか、それぞれ勤務しながらなのか、7名の体制についてお伺いします。</p> <p>③ 資料④様々な詳細にわたるアンケート調査の結果いろいろと検討されていることはよく理解できます。2ページ目、6評価指標と数値目標ですが、この現状値を令和4年度の数値にしたところに違和感があります。令和4年度はコロナ禍の最中で、やはり非常に利用者数、収支率が下がっている。これを基準として目標値を上げています。目標値もその数値から、以下以上という形にしており、本当にこれで令和10年度の目標値として妥当性があるのか、非常に疑問に感じます。その辺を再度確認したいと思います。</p> <p>④ 資料④利用者数の目標値年間40万人は非常に大変高い目標だと思います。市民ニーズの高いバスの運行ルート、ダイヤ等の見直しは必要不可欠だと思いますが、計画案の80ページに令和6年度に見直しを実施するとなっています。このスケジュールをお伺いします。</p>
渡邊生活環境課主幹	<p>① まず町内会連合会から町内会に対して補助申請の案内が送られます。町内会としてはそれに基づいて、自分たちの計画を補助金申請という形で、町内会連合会に上げることとなります。そして町内会連合会で審査し交付が決定されましたら、町内会は事業を行い、事業を行いましたら、事業報告書が必要となります。当初の申請通り事業が使われ、事業費が使われているのか、内容がその通り行われたかという確認のためです。実績報告の内容が間違いなく当初の申請通り使われていることが確認されたら、それで町内会としての手続きは終わりです。</p> <p>ただ、当初の予定と違う使い道であったり、内容が変わっていたりした場合については、精算という行為が発生する場合があります。</p> <p>② 担当職員体制は、基本的には本来の業務は業務としてありますので、その中で例えば地区連の会合など場合に出席し、地域で抱えてる問題やそれぞれの町内会が抱えてる問題も把握したり、それぞれの課題解決に向けて、7人の担当者の中でも情報交換をして、先進事例や良い事例などがあれば共有を図り課題解決に取り組めるのではないかと考えています。</p>
桑原生活環境課長	<p>③ 令和5年度にこの計画をつくるにあたり、最新の令和4年度実績をもとに考え</p>

<p>前 田 委 員</p>	<p>ており、令和4年度の利用者数については、それまでの過去最多だった令和元年度、32万2,000人の98%まで回復していたところであるため、コロナ前と同等と考えています。その目標の40万人については、今年度の見込みから推計していますので、ここも妥当と考えています。指標2から5以降についても、令和4年度コロナ前と遜色ないと思いますので、また調査も令和4年度にしていますので、この目標値で妥当と考えています。</p> <p>④ スケジュールについては、この計画案を今年度つくりましたので、この計画に基づき、令和6年度6月頃に第1回協議会を行う予定になっていますので、そこから令和6年度内にルートやダイヤ等の見直しを図り、案をつくっていく予定となっています。</p> <p>地域担当職員制度についてはわかりました。</p> <p>⑤ まず町内会活動活性化事業補助金は、まちチャレの町内会版だという認識でいます。各町内会によって財政事情は様々だと思います。今、町内会が抱えてる問題は、世帯加入率のみならず、役員のなり手不足が一番大きく、非常に多忙感があり苦しんでいます。</p> <p>そんな中、事業の計画、申請、審査を受けて実施し、そして実際に実施成果を出す事業するのは会長や総務部長です。本当にこういう余力があってやれるのか、非常に疑問だと思います。1年間こういう形でやられるのは、非常に良い結果だと思いますが、その成果については非常に注視していきたいと思います。</p> <p>その中で、役員のなり手不足については、町内会もわずかながらの手当を与えています。普通の一般企業でしたら時給を上げています。しかし、町内会の手当はもう数十年ずっと一緒でなかなか上げられない実態もあります。</p> <p>200万円の予算があるのであれば、それぞれ3万から3万5,000円、役員の手当に充当という紐付きの名目の予算で補助していただけたら、町内会としても役員はやる気も起き、役員のなり手が増える可能性もあります。町内会の実態に合った寄り添った施策を検討の一つにさせていただきたいと思います。</p> <p>⑥ 地域交通です。スケジュール、評価はわかりました。</p> <p>ダイヤを見直しするのは4、5年に1回です。アンケートの結果で、朝7時から9時、16時から20時の通学通勤の本数を多くしてほしい、バスからJRの乗り継ぎにしっかり時間を合わせてほしいという30%以上のニーズがあります。</p> <p>この辺にしっかり対応しないと、満足度や利用者数の増加には繋がらないと思います。この辺の見直しをお願いしたいと思いますが、ご所見をお願いします。</p>
<p>渡邊生活環境課主幹</p>	<p>⑤ 役員手当については、町内会によって様々です。また町内会によっては、特殊な事例で、各区にその運用を任せていて、各区で町内会費に役員手当を上乗せし、区だけの中で役員手当を出しているといった特殊な町内もあります。全容は今のところ我々も把握できていません。</p> <p>そういった中で、今度の地域担当職員が地域に行くことによって、そういう実態も当然把握していかなければならないと思います。ただ一般的には役員手当</p>

<p>桑原生活環境課長</p>	<p>は、補助金の対象にはならないと思いますので、他の事業に補助金を活用して課題解決に向けた取組をしていただき、その部分を役員手当に充てるのは町内の中での運用でと思っていますが、意見として今後協議の中で参考とさせていただきたいと思います。</p> <p>⑥ 通勤通学時間の本数や時間について、もちろん市民アンケートの結果に出ていますので、これらも考慮しながら考えていきたいと思っていますが、一方で、運行会社の運行管理や全国的な運転手不足という課題も出ていますので、総合的に協議会で検討していきたいと考えています。</p>
<p>澁谷委員</p>	<p>① 資料②書かない窓口について、先日私ごとですが書かない窓口を経験しました。とても短時間でスムーズでしたが、市民の意見は職場に聞こえているかどうか、お聞きします。</p>
<p>山口市民課長</p>	<p>① アンケート自体は、選択ボタンを押すだけのもので、窓口で住民票などを頻繁に取られる方は、そこまでたくさんいるわけではありませんので比較できるかわかりませんが、先日取ったばかりの方であれば、とても楽で助かるですとか、書くことを負担と感じている方も多く、もう終わりなのというご感想もいただいたり、申請書を探すところから始まる方も多くいましたが、その辺も迷う必要もなくなり、証明書とご本人確認のマイナンバーカードや免許証を拝見させていただき入力したりと簡単に終わるため、たくさんの方からよかったというご感想をいただいております。</p>
<p>澁谷委員</p>	<p>② 本当に便利で良いと実感していますが、今後について、今月転出転入が繁忙期になりますが、転入・転出届については拡大していく計画ですが、いつぐらいに導入、実際に取り入れるのか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>山口市民課長</p>	<p>② 今後の拡大についてですが、2月28日から住民異動の手続きについても、システムの稼働はできるようにはなりましたが、これから市民課の繁忙期を迎えるというところで、まだ職員の習熟度もまだ1週間で不安定な部分もありますので、対応できる場合は、既に書かない窓口対応の異動届を出させていただいたり、うまく使える方に対しては今からも導入していますが、今後は繁忙期が終わる6月ぐらいをめどに軌道に乗せていきたいと考えております。</p>
<p>野沢委員</p>	<p>① 資料②デジタル化推進計画に基づき、書かない窓口が導入されました。その上で、道内自治体の導入状況としては、石狩管内では恵庭市が初めてで、非常に先進的に取り組まれているということで、そういう点では評価したいと思います。</p> <p>その上で導入の効果ですが、来庁者は手書き記入のわかりやすさや、記入の時間が省け時間が短縮するとなっています。具体的にこれまでの中で、どれぐらい時間が短縮されてきているのか、イメージで短縮されていると思っているのか、確認させていただきたい。</p> <p>② 資料⑤対象品目が拡大され、非常に良いと思います。これについては、やはり</p>

山口市民課長	<p>しっかりと市民周知が必要であります。別添の資料に、回収品目と回収対象外品目もありますので、今回の対象拡大になったものとそうじゃないものとを、市民の皆さんに理解していただくということが大事なので、その辺の周知についてどのように考えているのか、お伺いします。</p> <p>① 実際は、まだ導入2週間余りで正確な時間の短縮までは集計できている状況ではないですが、導入直前に練習も兼ねて、従来通りのやり方とらく窓を利用してみるのを、一旦練習で測ってみたときには、これまで約3分かかっていたものが2分弱になるなど、簡単な数値の比較はしていますが、証明の発行については1種類しか取らない方もいれば、3種類や住民票と印鑑証明を両方欲しいという方もいるので、まだそこまでの数字の集計はできていないのが実情で、ただどちらかという複数証明を希望されている方の場合については、短縮の効果ははっきり出ているという職員の感想は届いています。</p>
中山廃棄物管理課長	<p>② 今月3月の広報で、一部品目拡大をするというお知らせを行っています。あわせて今月の広報と同時配布しているごみ減量大作戦の中で、恵庭市公式LINEの追加について周知啓発を図っています。LINEについてはかなりごみの関係が充実しています。こういったものを使いながら市民周知啓発を行っていきたいと考えています。</p>
野 沢 委 員	<p>① 時間短縮はこれから進んでいくと思います。書く手間が省けるということがまず第一で、窓口での作業はこれまでとどう変わっているのか、混雑状況によっては何も変わらない、待っている時間が多いということであれば検証して、改善できるところは改善し、市民の利便性向上のため、また取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>④ しっかりと何回も周知しないとなかなか浸透しないというのはあります。しっかりと市民周知が大事だと思いますし、市民の皆さんに理解していただくため、周知をお願いしたいと思います。</p>
中山廃棄物管理課長	<p>④ 市民周知の引き続きの関係ですが、ごみ減量大作戦という紙媒体での周知の方法もあります。また、LINEやホームページなどデジタルを活用した周知については、繰り返し目につくような形で、デジタルに強い方についてはデジタルでの周知、デジタルは少し弱い方については、引き続き啓発紙などで、昨日もごみリサイクル地区懇談会でも市民からお声をいただいています。ごみ減量大作戦の文字を大きくするなど、工夫を図りながらやっていきたいと考えています。</p> <p>1) 報告事項終了 2) その他所管事務調査について</p> <p>【質疑】 なし</p>

	<p>2) その他所管事務調査について終了 日程4. 生活環境部関連終了</p> <p>1 1時55分 休憩 1 3時00分 再開</p>
<p>笹川福祉課長 根岸国保医療課長</p> <p>佐藤障がい福祉課長 小路介護福祉課長</p> <p>佃保健課長 渡部健康スポーツ課長</p>	<p>●5. 保健福祉部関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明 ⑦恵庭市ケアラー支援推進計画(案)について 資料説明 ⑧令和6年度の国保税について 資料説明 ⑨第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)について 資料説明 ⑩令和6・7年度の後期高齢者医療制度の保険料について 資料説明 ⑪えにわ障がい福祉プラン(案)について 資料説明 ⑫第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について 資料説明 ⑬健康づくり・食育等に関する市民アンケート調査結果について 資料説明 ⑭令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種について 資料説明 ⑮市民プールの今後の運用について</p>
<p>小林委員</p> <p>根岸国保医療課長</p>	<p>【質疑】</p> <p>① 資料⑦6ページ、3章の調査概要に関して、第1節にケアラー支援に係る実態調査の実施とありますが、その中のヤングケアラーの実態調査の中で、中学校2年生及び高校2年生を対象としたとありますが、なぜ2年生のみが調査対象になったのかをお伺いします。</p> <p>② 資料⑦13ページ、基本的施策1の(2)で、シンポジウムや市民講座、研修会の開催とありますが、現段階で開催が検討されている予定があるのか、伺います。</p> <p>③ 資料⑧法定軽減基準額について、5割軽減と2割軽減で対象となる方がどれくらいいるのか、改めて伺います。</p> <p>④ 資料⑩後期高齢者医療制度の保険料について、市民負担軽減のために市としてはどのように考えているのか、改めてお伺いします。</p> <p>③ 令和5年度ベースで5割軽減については1,289世帯、2割軽減については1,241世帯となっています。 なお、今回の拡大の対象ではないですが、7割軽減については、2,468世帯という状況になっており、合計4,998世帯となっています。</p> <p>④ 後期高齢者医療制度ですが、道内の各市町村が会員になり、広域連合を構成している状況です。この広域連合において議会を開催し、運営の会計の協議会も開</p>

<p>笹川福祉課長</p>	<p>催されており、そういった中で制度が運営されています。一方では、市として市長会などを通じながら国に対し、後期高齢者医療制度に対する財政的な支援などをこれまでも訴えてきているところであり、今後についても継続してまいりたいと考えています。</p> <p>① 恵庭市でアンケート調査を実施する前に、国や道で、既にアンケート調査を実施しています。そちらで実施した実態調査については、中学2年生と高校2年生を対象にしていたこともあり、比較も必要であろうということで、恵庭市においても対象を中学2年生と高校2年生にしたということです。</p> <p>② 令和6年度については、市内の小・中・高生16校を対象に、啓発講座を実施したいと考えており、現時点で10校から講座を実施してほしいと依頼を受けています。日程等については、現在各学校と調整中です。</p> <p>また令和6年度の民生委員・児童委員の総会の中で、ケアラーサポーター講座を実施する予定としています。あと介護の事業所や市内にケアラーに関する関係機関、実施事業所等ありますので、そちらにもお声がけして、講座や啓発事業を進めてまいりたいと考えています。</p>
<p>小林委員</p>	<p>⑤ ①資料9ページに、ヤングケアラー実態調査考察の項目の一番上の丸の中では、ヤングケアラーの存在も懸念され適切な周知啓発が必要であるとしています。潜在的なヤングケアラーも、その中で拾い上げるためには中・高2年生だけ調査したのでは、不十分なのではないかと思えます。スクールソーシャルワーカーなどの専門職の配置も非常に大切なことであるとは思いますが、定期的に全学年を対象にしたアンケートを取って、ヤングケアラーの実態や人数を正確に把握するのも重要なことではないかと思えますが、改めてご所見を伺います。</p>
<p>笹川福祉課長</p>	<p>⑤ ヤングケアラーの実態については、先生、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーだけではなく、当然ご近所に住む町内の方や民生委員など、いろいろなところからも情報は入ると思えますし、きちんとそういった情報をキャッチして、適正な支援に繋げていきたいと考えています。</p>
<p>長谷委員</p>	<p>① 資料⑫概要版の19ページに、今まで予算書は10段階だったのが今回13段階になったということで、金額も違っているのではないかと思います。</p> <p>予算書の中で計算して出したものについて、今回改定された後の介護保険料との比較をして、どれぐらいの差額があるのか、それに伴い介護保険サービスに影響があるのか。それと13段階目になる方が一番変更の率が変わると思いますが、それはいくらになるのか質問します。</p>
<p>小路介護福祉課長</p>	<p>① 予算書の中では既に13段階で保険料を設定していますが、その割合について国の基準のモデルを使い積算しました。これは策定前に国から示された数値を用いて積算していますが、予算策定後に新たに改定した内容について国から通知があり、変更したところです。</p> <p>影響額については、保険料の収入額を予算案では11億1,881万1,000</p>

<p>長 谷 委 員</p>	<p>0円と積算していますが、新たに事業計画で保険料の額と所得区分も含めて人数の積算をしたところ、10億4,865万1,000円と改めて積算したところですので、その差額として約6,900万が予算案より減額となるところです。予算が減ってはいますが、もし予算に不足が生じた場合には介護給付費準備基金の取り崩しを行い、対応をしていきたいと考えております。</p> <p>人数については、一番高い13段階の人数となりますが、こちらは181名が積算した人数となっています。一人の額は、月額で1万1,520円となります。</p>
<p>小路介護福祉課長</p>	<p>② 恵庭市は、国の基準よりも少し安くなったということで、これに対し低所得者に配慮したものという説明がありました。ただ、181名は1万1,520円掛ける12ということで、年間になると結構な金額、所得が高いのであまり気にならない方もいるのかと思いますが、しかしながら3年間使う保険料ですので、周知も含めて行うということでしたが、3年に1回の改定時期ですので、できるだけ早めに介護保険料の通知が行く前、年度初めすぐにでも、全ての市民に対して個別に通知するのがいいと思います。何かご所見あればお願いします。</p>
<p>長 谷 委 員</p>	<p>② 介護保険料が上がる方が3段階分いらっしゃるということで、早めの周知というお話ですが、今保険料が高くなることについては、市の広報誌やホームページ、生活情報紙、FMラジオ等の媒体を使い、周知を図ろうと思っています。</p>
<p>小路介護福祉課長</p>	<p>③ 13段階目の方の今までの金額と今回上がる分の金額の差額が1万というのは間違った答弁だと思うので、それだけ再度答弁をお願いいたします。</p>
<p>長 谷 委 員</p>	<p>③ 失礼いたしました。差額については月額2,640円分が上乘せとなります。訂正いたします。</p>
<p>横 道 副 市 長</p>	<p>1) 報告事項終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p>
<p>横 道 副 市 長</p>	<p>2点報告させていただきます。</p> <p>1点目の高齢者健康増進助成券の来年度以降の運用について、私から説明をさせていただきます。</p>
<p>横 道 副 市 長</p>	<p>高齢者健康増進助成券については、先ほどの令和6年度予算の個別審査の中で、野沢委員から質疑をいただいたところですが、現在、前年の1月から12月の1年間に介護保険サービスを利用していない75歳以上の市民の方に、2,000円分の健康増進券をプッシュ型で送付して活用いただいているところです。</p>
<p>横 道 副 市 長</p>	<p>この事業については、令和6年度から一部拡大して助成を実施する予定でして、当初は10年以上継続してこの事業の交付対象となっている方に1,000円上乘せして3,000円を交付することを想定していましたが、事業の趣旨や対象のわかりやすさなどについて改めて検討し、その結果、この事業の交付対象となっている85歳以上の方について、1,000円上乘せし3,000円交付</p>

佐藤障がい福祉課長

するという整理をさせていただき、運用していきたいと考えています。

なおこの変更により、1,000円以上上乗せの対象者は当初より400名ほど増加するものと想定しています。令和6年度予算に計上している事業経費の中で対応できると判断しましたので、ここにご報告させていただきます。

2点目については、障がい福祉課長から報告させていただきます。

私からは、市内牧場における障がい者虐待に関する本市に対する訴訟の経過概要についてご報告いたします。

本件に関わる第2回口頭弁論が、本年1月30日に行われております。第2回口頭弁論は被告恵庭市から、原告からの求釈明申し立てに応じ、任意に資料を開示し、準備書面、証拠説明書及び証拠物写しを提出しております。

次に、裁判長の訴訟指揮のもと、今後提出予定の主張書面、証拠の確認とその提出期限が決められております。

なお、本市は本年1月29日に訴訟告知書を裁判所に提出しており、恵庭市障がい者相談支援事業業務を委託している法人に対して、訴訟告知を行っております。訴訟告知とは、訴訟当事者が訴訟の対象となる紛争に関係する第三者に対し、訴訟が継続している事実を法廷の方法によって通知することで、被告知者たる第三者に訴訟への参加を促すとともに、被告知者が訴訟に参加しなかった場合にも、訴訟告知を行った当事者が敗訴した判決の効力を、被告知者に及ぼすことができる制度となっています。

次回、第3回口頭弁論の期日は本年3月12日火曜日午後4時と指定されています。今後においても、事実と異なるとして争う点については、本市の考えを主張してまいりたいと考えています。

【質疑】

なし

2) その他所管事務調査について終了

日程5. 保健福祉部関連終了

13時48分 休憩

14時00分 再開

●6. 子ども未来部関連

1) 報告事項

資料説明⑩ 次期えにわか☆すこやかプランの策定について

資料説明⑰ 令和6年度学童クラブの運営について

狩野子ども政策課長

高橋えにわか応援センター長

<p>大林幼児保育課長</p>	<p>資料説明⑱ 産後ケア事業（日帰り型・訪問型）の実施について 資料説明⑲ 1か月児健康診査事業の実施について 資料説明⑳ 令和6年度 教育・保育に係る確保方策（案）について</p> <p>【質疑】 なし</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p>
<p>宮 委 員 長</p>	<p>【質疑】 なし</p> <p>2) その他所管事務調査について終了</p> <p>日程6. 子ども未来部関連終了 (理事者及び執行部退席)</p> <p>【委員間協議】</p> <p>●7. 閉会中の所管事務調査項目について なし</p> <p>●8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続審査となった請願第1号について、閉会中の委員会を開き、紹介議員の武藤議員、太田議員を呼ぶ、日程はゴールデンウィーク明けを目安として、4月以降に調整する ・現地調査は、リサイクルセンターと救急のシステムについての2件 <p>委員長が閉会を告げる — 終了 14時33分 —</p>